

○岡山市生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第2条 この事業の内容は、次のとおりとする。

- （1） 高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に対し、必要に応じ住居を提供すること。
- （2） 利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。
- （3） 利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続の援助等を行うこと。
- （4） 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供等を行うこと。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、岡山市内に住所を有する原則として60歳以上のひとり暮らしの者、高齢者のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって高齢等のため独立して生活することに不安のあるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、事業の対象者となることができない。

- （1） 疾病等のため入院加療の必要な者
- （2） 伝染性疾患を有し、他の者に伝染させるおそれのある者
- （3） その他市長が不相当と認めた者

（利用定員）

第4条 利用定員は、別表第1のとおり、施設ごとに定める。ただし、各施設それぞれにおいて20人を限度とする。

（利用の申請）

第5条 この事業を利用しようとする者は、岡山市生活支援ハウス利用申請書（様式第1号）及び確約書（様式第1の2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収入申告書
- (2) 収入の額を証する書類
- (3) 利用者の住民票の謄本
- (4) 医師の診断書
- (5) その他市長が必要と認める書類
(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による利用の申請を受けたときは、第3条に規定する対象者の要件及び利用の必要性を検討したうえで、利用の可否を決定するとともに、岡山市生活支援ハウス利用決定（変更・却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 利用期間は、7月1日から翌年6月30日までとする。ただし、この期間の中途から利用する場合にあっては、当該期間の残余期間とする。

(利用の決定の取消し及び停止)

第7条 利用決定を受けた者は、決定された事項の取消し又は停止を希望するときは、岡山市生活支援ハウス利用取消・停止申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を検討し、岡山市生活支援ハウス利用取消・停止決定通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

3 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項に規定する申請の有無にかかわらず、決定した事項の内容を取り消し、又は停止することができる。この場合において、市長は、その旨を利用者に通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 疾病又は負傷のため入院加療が必要になったとき。
- (3) その他市長が事業の利用を困難と判断したとき。

4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、市長は、この事業の実施を困難と判断したと

きは、利用者に対し決定した事項の内容を取り消し、又は停止することができる。この場合において、市長は、その旨を利用者に通知するものとする。

(利用の更新申請)

第7条の2 この事業を継続して利用しようとする者は、岡山市生活支援ハウス利用更新申請書(様式第1号の2)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収入申告書
- (2) 収入の額を証する書類
- (3) 保証人に変更があった場合は確約書(様式第1の2号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前2条の規定は利用の更新の決定等について準用する。

(利用料)

第8条 利用料は、別表第2第1項及び第2項の合算額とする。

(事業の委託)

第9条 市長は、事業の実施について、利用対象者、サービス内容及び費用負担額の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等(以下「受託機関」という。)に委託するものとする。

(職員の配置等)

第10条 受託機関は、生活援助員を配置するものとする。また、夜間は、宿直体制をとることとする。

(設備及び構造)

第11条 生活支援ハウスの設備及び構造は、次のとおりとする。

- (1) 建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とする。
- (2) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものでなければならない。
- (3) 生活支援ハウスには、老人デイサービスセンター等の設備のほか、次の設備を設けなければならない。

ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を

期待することができる場合にあつて、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

ア 居室

イ 相談室

ウ 集会室

エ 食堂

オ 調理室

カ 浴室

キ 洗濯室

ク 宿直室

ケ 便所，洗面所

コ 生活援助員室

(4) 前号に掲げる居室の基準は、次のとおりとする。

ア 居室は、原則として個室とし、1居室の面積は18平方メートル以上とすること。

イ 居室部門には、居室のほか、少なくとも洗面所、便所、収納スペース及び調理設備を設けること。

ウ 居室には、ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けることとし、利用者には、心身等の状況に応じ、岡山市緊急通報システム事業実施要綱に基づき緊急通報システム機器を貸与又は給付することができるものとする。

(受託機関の守秘義務)

第12条 受託機関は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(書類の整備)

第13条 受託機関は、第2条に規定する業務を行うため必要な帳簿等を整備するものとする。

(関係機関との関係)

第14条 市長は、受託機関と連絡を密にするとともに、保健所、民生委員等の関係機関と連携を保つものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

生活支援ハウス定員

	施設名	所在地	定員
1	生き生き館	岡山市北区春日町9番5号	5人
2	泉寿の里	岡山市北区三門中町1番2号	6人
3	海の見える家	岡山市南区小串1195番地5	12人

別表第2（第8条関係）

生活支援ハウス利用料（月額）

1 生活支援ハウス利用者負担基準

対象収入による階層区分		利用者負担額
A	1,200,000円以下	0円
B	1,200,001円～1,300,000円	4,000円
C	1,300,001円～1,400,000円	7,000円
D	1,400,001円～1,500,000円	10,000円
E	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
F	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
G	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
H	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
I	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
J	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
K	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
L	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
M	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
N	2,400,001円以上	50,000円

（注）対象収入等については、ケアハウスと同様の取扱いとする。

2 光熱水費の実費

居住部門の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が負担するものとする。

様式第1号（第5条関係）

岡山市生活支援ハウス利用申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住所.....

氏名.....

電話.....

岡山市生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱に定める規定に合意した上で生活支援ハウスの利用を次のとおり申請します。

対 象 者	ふりがな					生 年 月 日
	氏 名					M・T・S 年 月 日 (満 歳)
	住 所	岡山市				
家 族 の 状 況	氏 名	性別	生年月日	利用者との続柄	備 考	
利用を希望する理由						
利 用 希 望 施 設 名 (希望する施設の番号に ○をしてください)		施 設 名	所 在 地	電 話 番 号		
	1	生き生き館	岡山市北区春日町9番5号	801-7905		
	2	泉寿の里	岡山市北区三門中町1番2号	214-0800		
	3	海の見える家	岡山市南区小串1195番地5	269-9333		

(注) 裏面にも記入してください。

保 証 人	ふりがな			生 年 月 日
	氏 名			M・T・S 年 月 日 (満 歳)
	住 所	岡山市		
	利用者との続柄		TEL	

- 添付書類
- 1 収入申告書
 - 2 収入の額を証する書類
 - 3 利用者の住民票の謄本
 - 4 医師の診断書
 - 5 その他市長が必要と認める書類

様式第1の2号（第5条関係）

確 約 書

年 月 日

生活支援ハウスを利用するにあたり、次の事項を確約します。

利用者氏名	
保証人氏名	(署名又は記名押印)
利用施設名	

- 1 利用中に発生した不測の事故については、施設に瑕疵がある場合を除き、利用者の側においてすべての責任を負います。
- 2 利用する際には、定められた利用料を遅滞なく納入します。
- 3 利用する際には、諸規則を守り指示に従います。
- 4 自活できる健康状態を欠くに至った場合は、退所します。
- 5 利用者の収入等に関する事項について照会することに合意します。
- 6 委託機関等関係機関へ必要な情報を提供することに合意します。
- 7 保証人は、利用者が負担する利用に係る債務を保証します。
- 8 保証人は、利用者に不測の事態が生じた場合は、保証人として速やかに対処します。

様式第1号の2（第7条の2関係）

岡山市生活支援ハウス利用更新申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住所.....
氏名.....
電話.....

岡山市生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱に定める規定に合意した上で生活支援ハウスの利用の更新を次のとおり申請します。

対 象 者	ふりがな				生 年 月 日
	氏 名				M・T・S 年 月 日 (満 歳)
	住 所	岡山市			
利 用 中 の 施 設 名		施 設 名	所 在 地	電話番号	
	1	生き生き館	岡山市北区春日町9番5号	801-7905	
	2	泉寿の里	岡山市北区三門中町1番2号	214-0800	
	3	海の見える家	岡山市南区小串1195番地5	269-9333	
保 証 人	ふりがな				生 年 月 日
	氏 名				M・T・S 年 月 日 (満 歳)
	住 所	岡山市			
	利用者との続柄		TEL		

- 添付書類 1 収入申告書
2 収入の額を証する書類
3 保証人に変更があった場合は確約書（様式第1の2号）
4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

岡山市生活支援ハウス利用決定（変更・却下）通知書

岡 高 第 号
年 月 日

様

岡山市長

年 月 日付けで申請のあった生活支援ハウスの利用については、次のとおり決定（変更・却下）したので通知します。

利用者	氏 名	
	住 所	
利用施設	施 設 名	
	住 所	
利用期間		
利用料	対象収入	円
	市に納付する負担金の額	月額 円
備 考 〔 却下した場合 〕 その理由		

様式第3号（第7条関係）

岡山市生活支援ハウス利用取消・停止申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住 所.....

氏 名.....

電 話.....

生活支援ハウスの利用取消・停止を次のとおり申請します。

対 象 者	ふりがな		生 年 月 日
	氏 名		M・T・S 年 月 日 (満 歳)
	住 所		
利用施設			
取消・停止 の理由			

(備 考) 退去予定日： 年 月 日 曜日

様式第4号（第7条関係）

岡山市生活支援ハウス利用取消・停止決定通知書

岡 高 第 号
 年 月 日

様

岡山市長

生活支援ハウスの利用取消・停止については、次のとおり決定したので通知します。

利用者	氏 名	
	住 所	
利用施設	施 設 名	
	住 所	
取消・停止年月日		
取消・停止理由		
備 考		